

第三十五号

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十二月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十六項中「二十年以上」、「第十二条第一項各号に掲げる者及び」及び「で、第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、第四条又は第五条の規定に該当する退職をしたもの」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第三十六項」とする。

附則第三十七項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「第十二条第一項各号に掲げる者及び」及び「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年徳島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年徳島県条例第三号)附則第二項」を「職員の退職手当に関する条例(以下この項から附則第十四項までにおいて「退職手当条例」という。)第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」及び「(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満)」を削り、「新条例第三条から第五条の三まで及び条例第五十二号附則第三項の規定にかかわらず、当分の間、新条例」を「当分の間、退職手当条例」に、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「新条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「退職手当条例第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「、新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第五十二号附則第三項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は退職手当条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「新条例第五条の」を「退職手当条例第五条の」に改め、「、新条例第五条から第五条の三まで及び条例第五十二号附則第三項の規定にかかわらず」を削る。

附則第八項中「新条例」を「退職手当条例」に改める。

附則第九項中「新条例第七条第一項」を「退職手当条例第七条第一項」に改める。

附則第十一項、第十二項及び第十四項中「新条例」を「退職手当条例」に改める。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「退職手当の額が、新条例」を「額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により、公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第三十六項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものを除く。)にあつては、百四分の八十七)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例」に改め、「附則第十項の規定による改正後の」及び「附則第十一項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この項において「新退職手当条例」という。)附則第三十六項(新退職手当条例附則第三

十八項及び第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二項においてその例による場合を含む。)及び第三十七項の規定の適用については、新退職手当条例附則第三十六項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

3 第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項(同条例附則第七項においてその例による場合を含む。)及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

4 第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」と、「百四分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百四分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百四分の九十二」とする。

提案理由

国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことに鑑み、退職給付における民間との較差の解消を図るため、本県の職員の退職手当の額を引き下げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。